

笑顔があふれるまちを美しく。

前橋市景観計画

案



○前橋市

令和8年□月

I	計画の趣旨	1
	1 計画改定の背景	2
	2 計画の目的	3
	3 計画の位置づけ・構成・計画期間	4
	4 計画の区域（景観法第8条第2項第1号）	5
II	前橋の景観特性	7
	1 景観形成のこれまでの歩み	8
	2 市民の実感	9
	3 地域における景観的な特徴	16
	4 景観資源と景観特性	35
III	景観形成の方針	43
	1 景観形成の方針（景観法第8条第3項）	44
	2 行動指針	46
IV	行為の制限に関する事項	47
	1 届出を要する行為	50
	2 景観形成の基準	51
	3 景観形成に係る他法令（例規）の基準	65
V	景観の誘導に関する事項	69
	1 エリア指定の仕組み	71
	2 物件指定の仕組み	72
	3 協働の仕組み	74
VI	景観形成重点地区	77
	1 指定区域について	78
	2 指定区域の位置	78
	3 指定区域の方向性	79
	4 指定区域における景観形成の基準	80
	5 指定区域における届出を要する行為	83

Ⅶ 新たな景観形成に向けて **85**

- 1 4つの方針と関係する取り組みの連携手法 86
- 2 関係する計画・取り組み 88

Ⅷ 計画の推進にあたって **93**

- 1 審議会と庁内連携 94
- 2 推進体制 95
- 3 景観形成に係る取組み 96
- 4 建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制 97
- 5 景観形成重点地区の役割 97
- 6 赤城山景観ガイドラインの運用 99

資料編 **101**

- 1 計画の策定（改定）体制 102
- 2 計画策定（改定）の経緯 103
- 3 市民参加 104
- 4 色彩基準 107

I 計画の趣旨

1 | 計画改定の背景

本市は、平成21年の中核市への移行に伴い、景観法が定める景観行政団体となり、同年には前橋市景観計画（前計画）並びに前橋市景観条例を定めました（翌年から施行）。前計画では、「人が生きる風景を守り、育む」ことを基本的な考え方（計画の目的）とし、本市で活動する人々の営みと風景にいつも寄り添うようにある「赤城山」を景観形成の中心に据え、「振り返りたくなる風景がある」をテーマに、前橋にふさわしい良好な景観の実現を目指してまいりました。

それから17年が経過する中で、平成30年4月には、本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画が策定され（令和7年に改定）、市政運営の根幹をなすビジョンや将来都市像が新たに示されました。これに加えて、上位計画である前橋市都市計画マスタープランが令和8年に改訂、さらには前橋市アーバンデザイン（令和元年）や前橋市歴史的風致維持向上計画（令和4年）といった新たな関連計画も策定されています。

また、これまでの本市の景観形成の推移をみると、平成30年4月に広瀬川河畔地区が本市第1号となる景観形成重点地区に指定され、地元住民や事業者による主体的な景観まちづくりが第一歩を踏み出しました。このほか、赤城山麓の良好な景観保全を目的とする再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の施行や、市内の主要幹線における違反屋外広告物に対する是正指導計画の立案、本市独自の取り組みである景観資産登録制度の運用など、前計画の策定時点にはなかった新たな取り組みもスタートしています。

一方、景観形成の成果について考えると、それが目に見える形になるには長い時間がかかります。例えば、道路や街路樹、市庁舎などの公共物については、新設や改修のタイミングを合わせることで一定のコントロールが可能になりますが、住宅やビルなどの民有物が一斉に更新される機会はほとんどないため、特定のルールを定めてそれを長い期間適用することで、一定の方向性に徐々に誘導していくことになります。従って、前計画やそれ以前の前橋市都市景観形成基本計画（旧計画）からの大きな方向性を引き継ぎ、「これまで」と「これから」の一貫性を担保することも重要です。

以上のことから、本市の景観形成のこれまでの成果と課題を整理したうえで、これからの景観保全、景観形成のあり方を展望するため、前計画に定める基本的な方向性は継承しながらも、本市の景観を取り巻くさまざまな状況変化を考慮し、前橋市景観計画を改定しました。



鳥居峠の雲海

2 | 計画の目的

本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画では、地域全体で共有するビジョンとして、「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」を掲げ、目指すべきまちのあり方をイメージするためのまちづくりの目標（将来都市像）を「新しい価値の創造都市」と決めました。

本計画では、こうしたビジョンや将来都市像の実現に向けて景観形成の観点からアプローチすることを基本姿勢として、

人が生きる風景を守り、育む

ことを計画の目的とします。

本市が今後も「良いものが育つまち」であり続けるためには、良いものが育つ土壌を守っていかねばなりません。その土壌とはすなわち、先人たちが長きにわたって築いてきた「暮らしの積み重ね」であり、前橋らしさの源泉でもあります。それを景観形成の観点から捉えたとき、守るべきは「ふるさと前橋」を象徴する心象風景や原風景、つまり人々の記憶と体験に根ざした風景であるといえます。

こうした風景を守り、育むことは、暮らしを担う現役世代にとっても、次の世代を担う子どもたちにとっても、郷土の誇りを身近に感じられる契機となるとともに、次の時代に見合った新たな前橋らしさ＝新しい価値へとつながっていきます。

本計画は、人が生きる風景を守り、育むことで、前橋にふさわしい良好な景観を実現するとともに、これからも良いものが育つまちであることを支え、新しい価値の創造に寄与する景観形成を目指します。

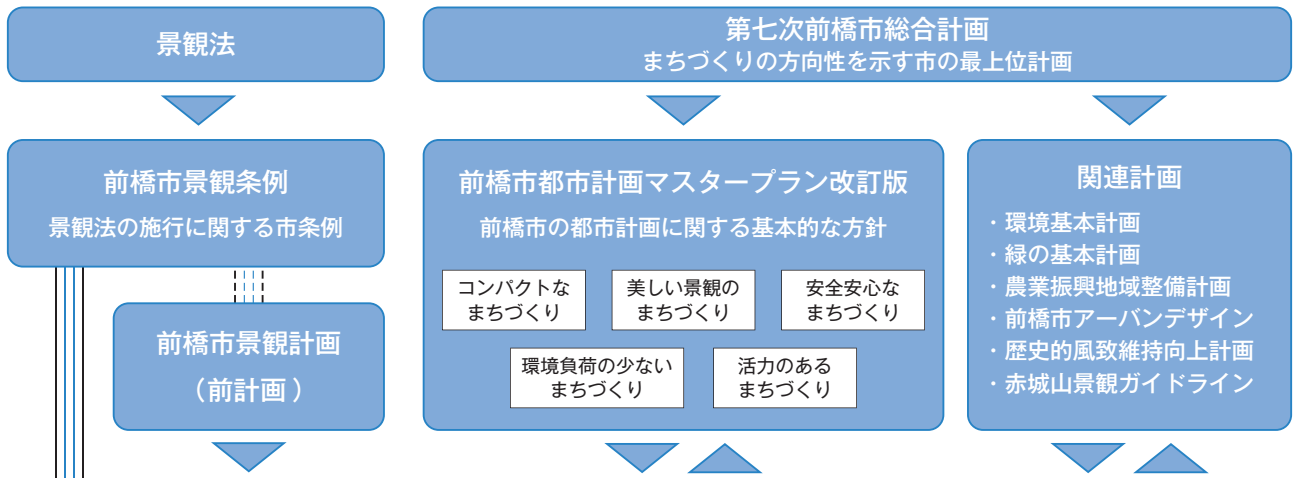


大沼でのカヌー

3 | 計画の位置づけ・構成・計画期間

本計画は、景観法第8条が規定する「良好な景観の形成に関する計画」で、本市における景観形成の総合的な指針となるものです。改定にあたっては、前計画の基本的な方向性を継承することを前提に、本市の景観特性や現況を踏まえた時点修正を行うとともに、関連する他の行政計画との整合性を考慮した計画を目指しました。

【計画の位置づけと構成】



前橋市景観計画改定版	
計画の趣旨	<p>計画の目的：人が生きる風景を守り、育む</p> <p>計画のテーマ：振り返りたくなる風景がある</p>
景観形成の方針	<p>【4つの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり ■県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり ■地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり ■人にやさしく心地よさのある生活環境づくり <p>【行動指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民の役割 ■事業者の役割 ■行政の役割
行為の制限と景観の誘導	<p>【行為の制限に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出を要する行為 ・景観形成の基準 ・景観形成に係る他法令の基準 <p>【景観の誘導に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア指定の仕組み ・物件指定の仕組み ・協働の仕組み
景観形成重点地区	<p>広瀬川河畔景観形成重点地区</p>
新たな景観形成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市アーバンデザイン ・歴史的風致維持向上計画との連携 ・前橋クリエイティブシティ構想 ・県立赤城公園の活性化に向けた基本構想 ・屋外広告物規制の弾力化
計画の推進にあたって	<p>審議会と庁内連携推進体制</p> <p>景観形成に係る取り組み</p> <p>建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制</p> <p>赤城山景観ガイドラインの運用</p> <p>啓発</p>

【計画期間】

計画の一貫性を担保するため、計画期間10年（目標年次2037年）を基本とし、社会状況変化への対応等、必要に応じて随時見直します。

4 | 計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

前計画と同様に、前橋市全域を景観計画区域とします。ただし、前橋市景観条例第10条に定める景観形成重点地区の指定区域については、本計画「VI 景観形成重点地区」において別に定めます。

【景観計画区域】



Ⅱ 前橋の景観特性

1 | 景観形成のこれまでの歩み

本市では、平成5年の「都市景観条例」の制定から本格的に景観形成の取り組みが始まり、平成8年に策定した都市景観形成基本計画（旧計画）では、「歩いて楽しい前橋のまちづくり」を基本目標に、「水と緑がおりなすふるさとを育てる」・「歴史にはぐくまれた文化を育てる」・「人にやさしい生活環境をつくる」・「まちに魅力ある個性をつくる」を基本方針として良好な景観の実現を目指してきました。

その後、本市は中核市への移行により景観行政団体となり、旧4町村との合併により赤城山の山頂からふもとまでが市域となったことから、従前の目標や方針を概ね引き継ぎつつ、景観法に基づいて内容を再構成する形で景観条例並びに景観計画（前計画）を定めました。

それから現在に至るまで、「振り返りたくなる風景がある」をテーマとした景観形成を進めながら、広瀬川河畔景観形成重点地区の指定や、再生可能エネルギー発電設備設置条例の施行、違反広告物に対する是正指導計画の策定、景観資産登録制度の創設などにも取り組んできました。

平成 5年	3月	前橋市都市景観条例の制定
平成 8年	3月	前橋市都市景観形成基本計画（旧計画）の策定
平成 10年	3月	前橋市屋外広告物法等施行規則の制定
平成 10年	4月	群馬県から屋外広告物に関する16項目の事務委譲を受け許可事務開始
平成 14年	3月	景観形成モデル地区（けやき通り地区一本町二丁目）の指定
平成 16年	12月	大胡町・宮城村・粕川村と合併、景観法の施行
平成 20年	12月	前橋市屋外広告物条例の制定（群馬県からの事務移譲）
平成 21年	4月	中核市へ移行（景観行政団体へ移行）
〃	年 5月	富士見村と合併（現在の市域となる）
〃	年 10月	前橋市景観計画（前計画）の策定
平成 22年	3月	前橋市景観条例の制定
平成 24年	8月	前橋市違反広告物是正指導計画（第一次）の策定 ※現在第三次計画期間中
平成 28年	9月	前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（再エネ条例）の制定
平成 29年	9月	広瀬川河畔景観形成重点地区（朔太郎の散歩道）の指定の告示 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区の指定の告示
令和 元年	10月	前橋市景観資産登録制度の創設
令和 2年	3月	地区計画等区域に係る色彩基礎調査の実施
令和 7年	3月	赤城山景観ガイドライン策定
令和 8年	3月	前橋市都市計画マスタープラン改訂

2 | 市民の実感

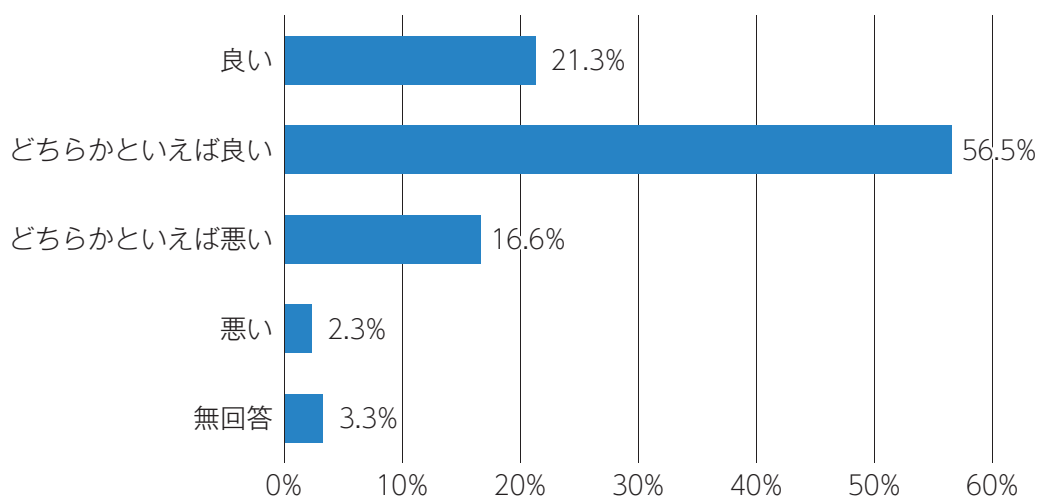
(1) 令和5年度市民アンケート

景観形成は成果が出るまでに大変長い期間を要するため、本市の取り組みが効果的であったかどうかを直接測ることは難しいですが、一つの目安となるのが市民アンケートです。

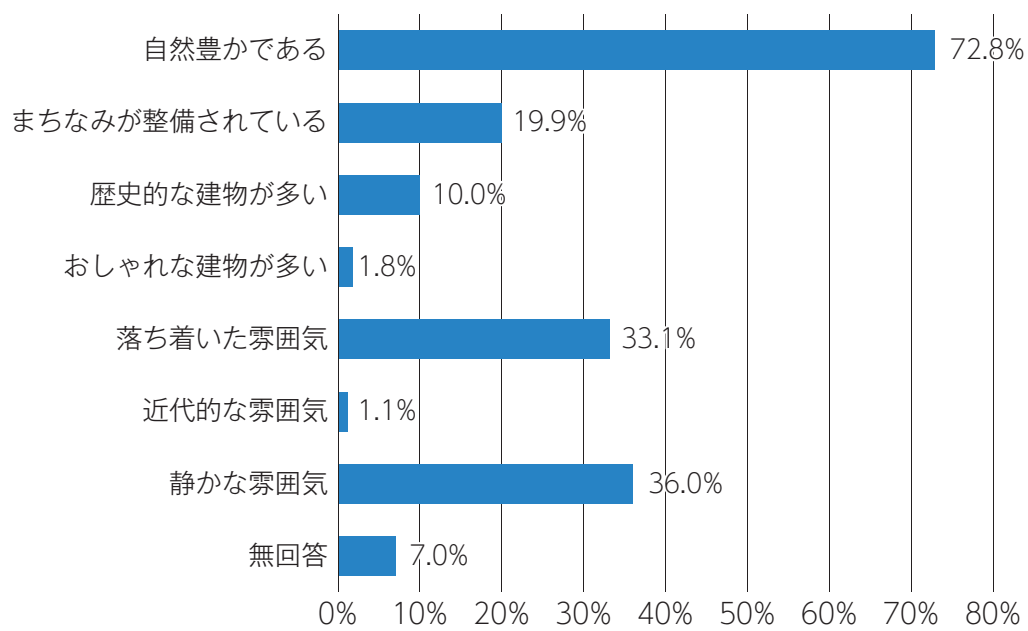
令和5年度の市民アンケートで景観に関する質問項目を設けたところ、比較的良好な結果が得られました。なお、良いと答えた方の多くが「自然の豊かさ」をその理由とし、続いて「静かさ」や「落ち着き」を挙げており、これらが本市を象徴する景観的な特性（景観特性）の源泉であると推察されます。

調査地域	前橋市全域
調査対象	15歳以上の市民
調査対象者数	5,500人（回答者数 3,052人、回答率 55.5%） 【内訳】 ①市民 5,000人 ②本市と包括連携協定等を結んでいる企業・大学等に所属している市民 500人
抽出方法	①住民基本台帳から無作為に抽出 ②企業・大学等 18団体に調査票をまとめて送付
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送とWebによる調査票の回収
調査基準日	令和5年10月1日
調査期間	令和5年11月27日～令和5年12月22日 令和5年12月25日到着分までを集計対象としている

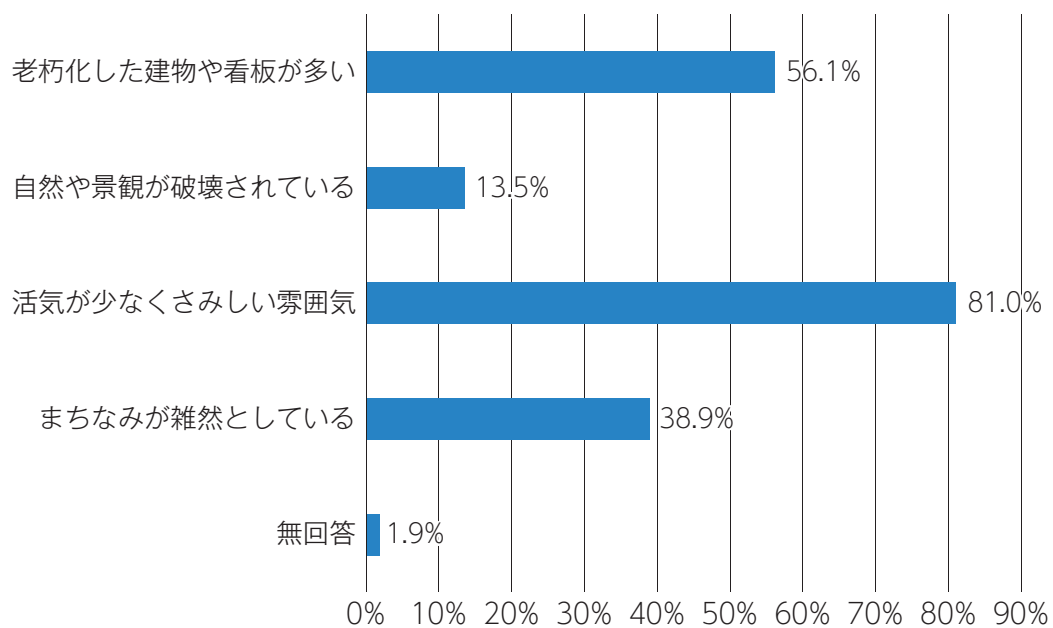
【Q あなたは、前橋の景観についてどのように感じていますか】



【Q どのようなところが良いと感じますか】



【Q どのようなところが悪いと感じますか】



(2) 対話型説明会等でのアンケート

令和5年度に実施した市民アンケートを補完するため、令和7年度に対話型説明会と景観に関するアンケートを実施したところ、概ね同様の傾向が確認されました。

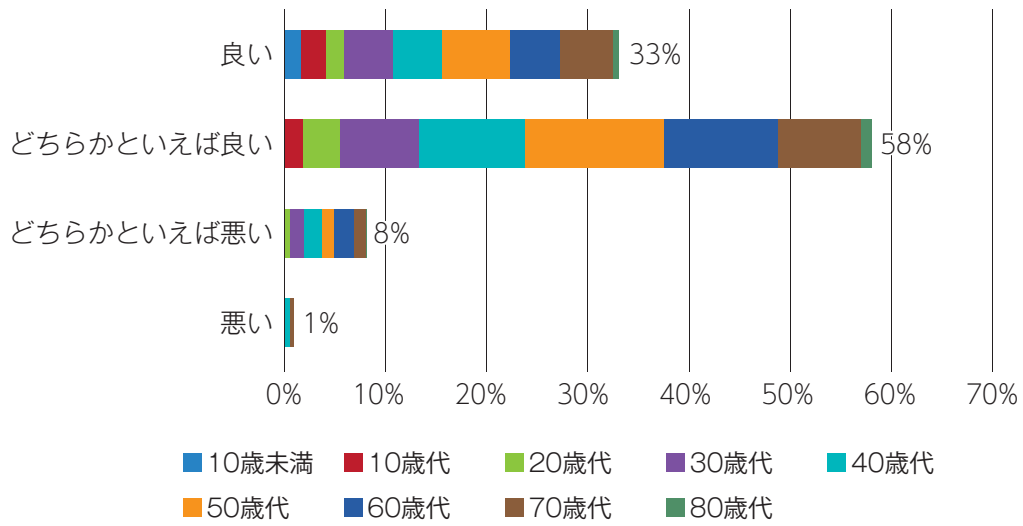
とりわけ、市民アンケートから推察されていた「自然の豊かさ」、「落ち着いた雰囲気」、「静かな雰囲気」が本市を象徴する景観特性であるとの傾向についても同様の結果が得られました。

対話型説明会の会場は、幅広い年代の意見を聞くため、子育て関連施設のある前橋プラザ元気21や、高校生学習室（アクエル前橋）、また、各地域の自治会にも説明を行いながらアンケートを実施しました。

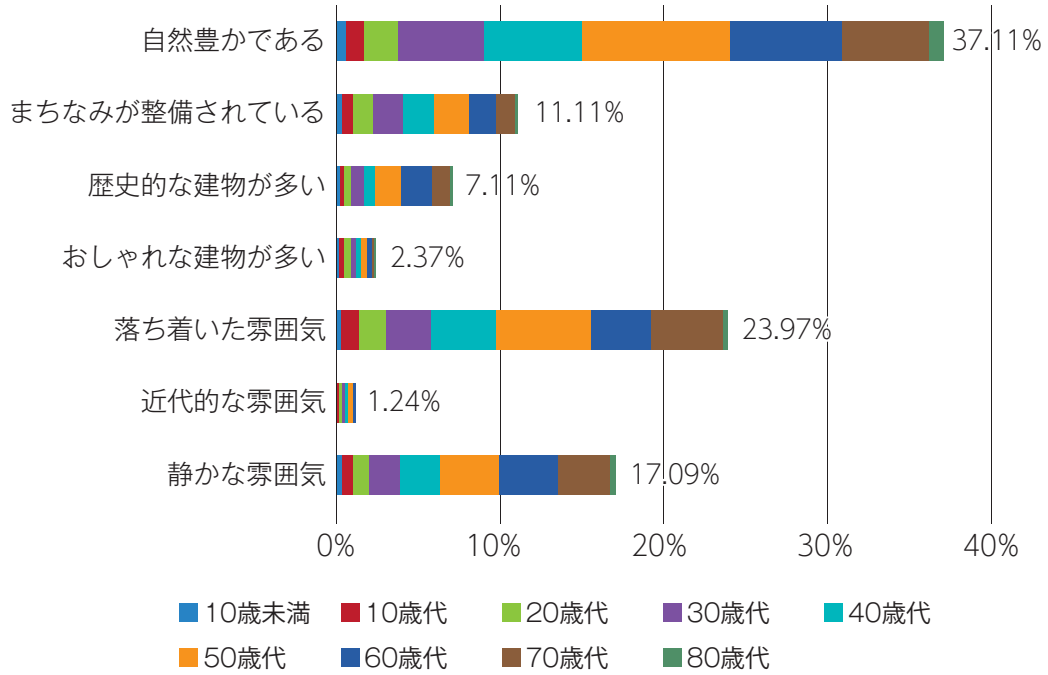
今回、新たに追加した自由記載意見では、「好きな歴史を感じる建物」について、回答者の多くが臨江閣を挙げており、特に支持が高いことが確認されました。対話型説明会では、若年層を含む年代の方が、臨江閣を選んだ理由として「行事等で利用したことがある」といった声もあり、「臨江閣の利用経験が想起と愛着を高め、選好につながっている」とも考えられます。

回答者	居住地	前橋市 82.2%、市外 17.8%	
	年代	10歳未満 1.6%、10歳代 4.2%、20歳代 6.1% 30歳代 14.1%、40歳代 17.4%、50歳代 22.0% 60歳代 18.1%、70歳代 14.7%、80歳代 1.8%	
	人数	923人	
対話型 説明会等	①	実施日	令和7年11月22日(土)、23日(日)
		対象	全世代
		会場	前橋プラザ元気21 3階通路
	②	実施日	令和7年12月6日(土)
		対象	高校生
		会場	前橋市高校生学習室（アクエル前橋2階）
	③	実施日	令和7年11月12日(水)から令和7年12月11日(木)
		対象	各地区自治会

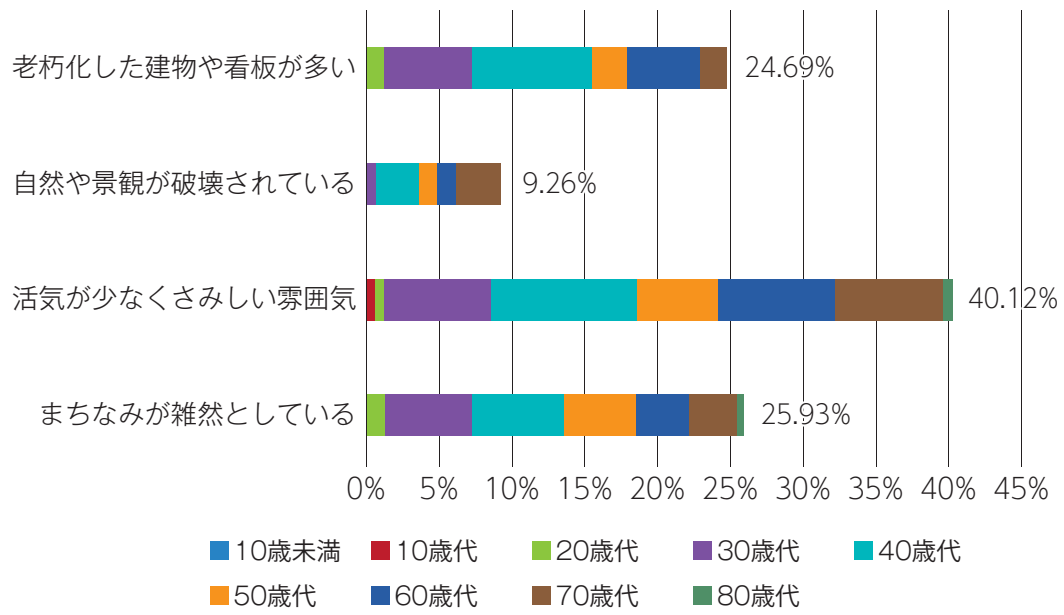
【Q あなたは、前橋の景観についてどのように感じていますか】



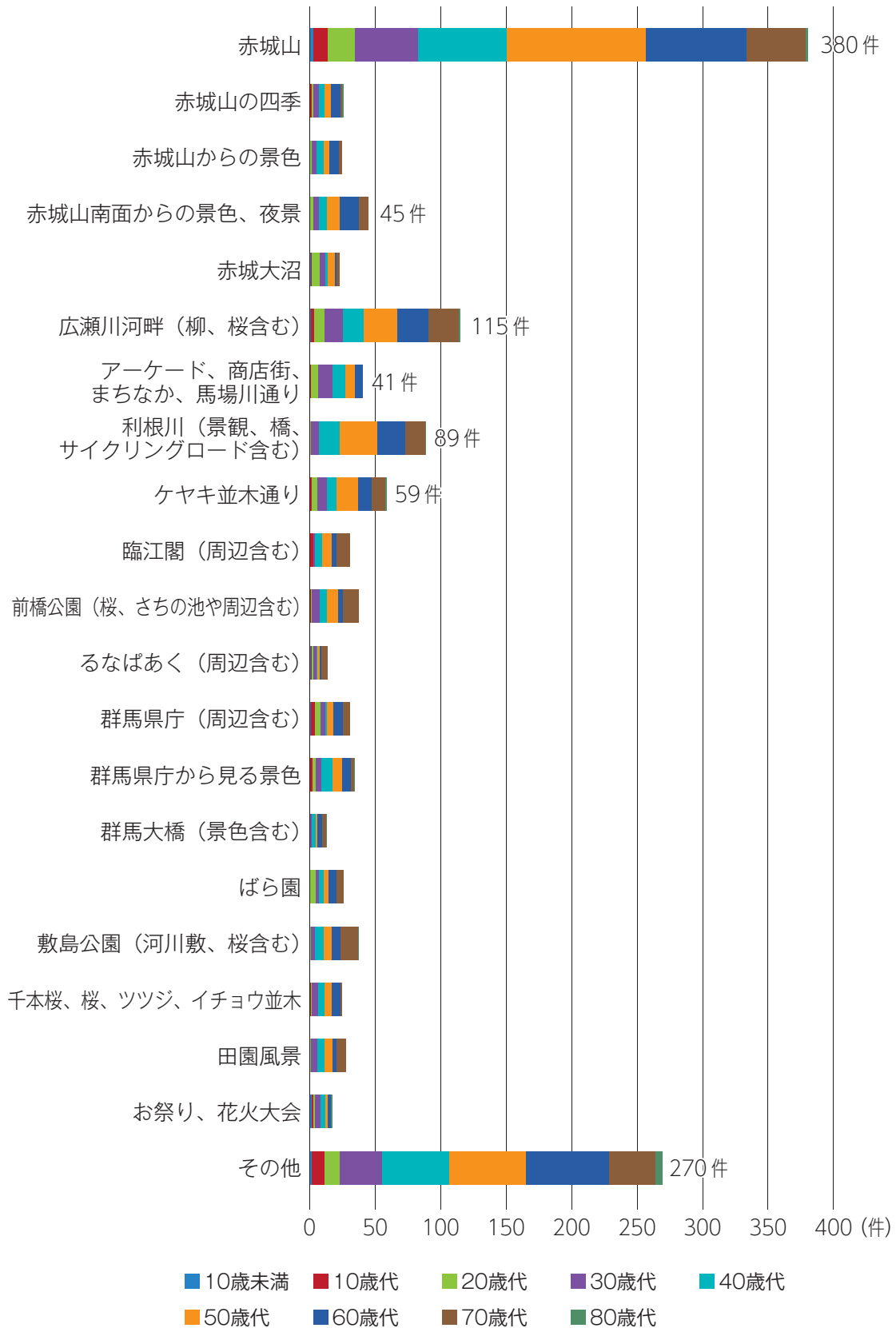
【Q どのようなところが良いと感じますか】(複数回答)



【Q どのようなところが悪いと感じますか】(複数回答)

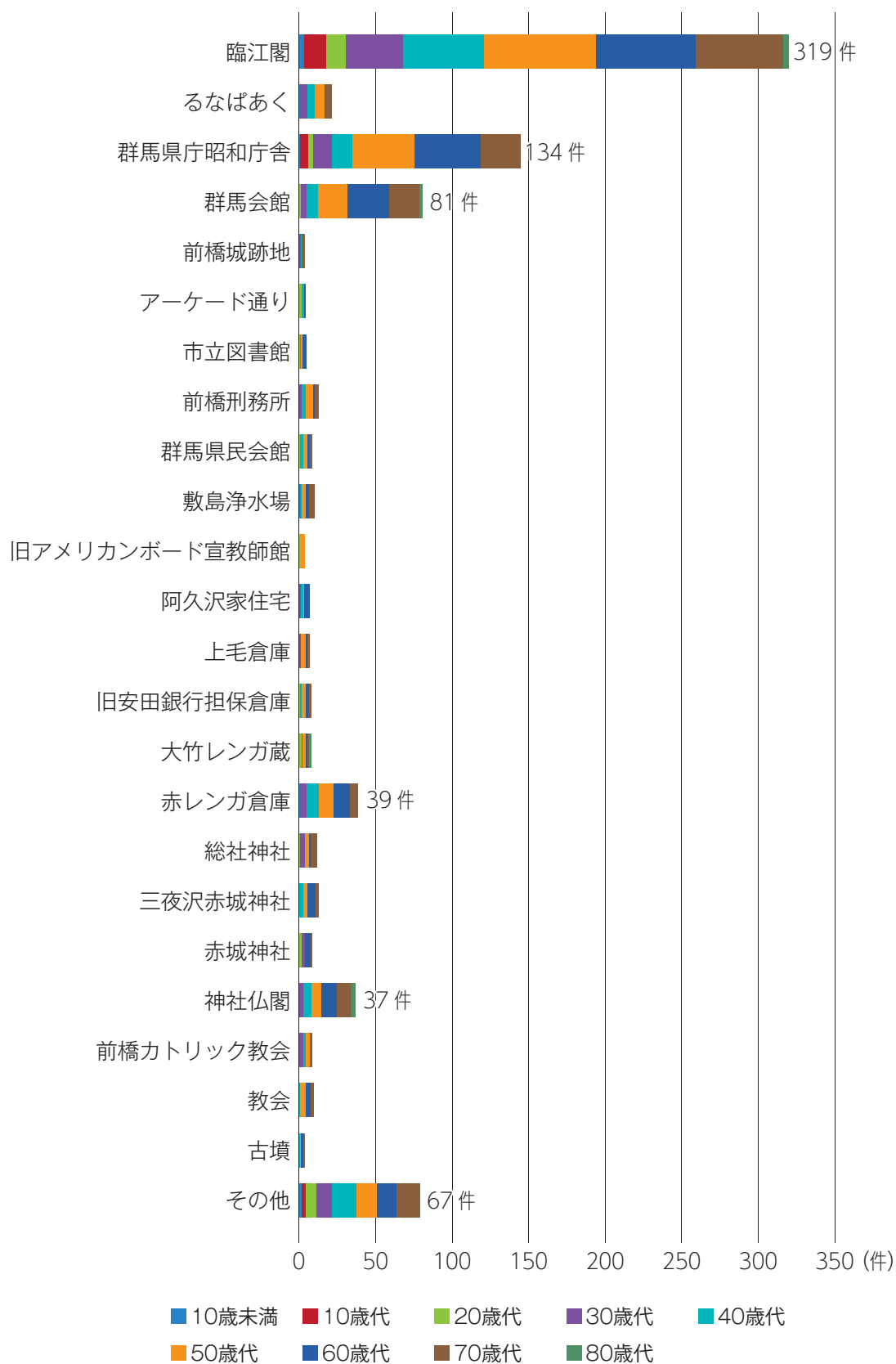


【Q 「あなたの好きな前橋の風景や自慢の景色」を教えてください】(複数回答)



(その他回答例 覚満淵、グリーンドーム、古墳、桃木川周辺、夕日、赤城神社、整備されたまち、敷島浄水場、赤城の鳥居、群馬会館、歴史的な建物や町並み)

【Q 「あなたの好きな歴史を感じる建物」を教えてください】(複数回答)



(その他回答例 グリーンドーム、東照宮、呑龍横丁、萩原朔太郎記念館、白井屋ホテル、敷島公園、広瀬川、朔太郎の詩碑、原嶋屋、上電、赤城の大鳥居、大沼湖畔、大胡、群馬総社駅舎、総社の町並み、蚕糸記念館、天狗岩用水、旧本間酒造、養蚕住宅など)

3 | 地域における景観的な特徴

前計画では、市内の自治会単位で地区を分け、地域の方々の協力を得て各地区の景観的な特徴を網羅した「地区の目カルテ」を作成しました。このたびの改定に当たっては、前計画の策定時点からの地区の風景の変化や、また、新たな施設や特徴的な街並みが現れたのかどうかなど、地域の方々のご協力をいただきながら地区の特徴を更新しました。

ページの見方








【地区名】

■当地区の特徴と課題

※各地区の景観に関する特徴と課題についてまとめています。

各地区の地図

前計画の「地区の目カルテ」をベースとして、地図情報を更新しながら、自治会連合会や対話型説明会のアンケートで得た地区の景観的な特徴を新たに追加しました。

凡 例			
	地区の区域		公共施設
	河川		歴史的資源
	地区計画区域		公園・緑地資源
	主要な幹線道路		

■データ

【地区指定等】

地区内の景観形成上重要な地区指定を挙げています。

- 風致地区
- 歴史的風致に関すること
- 地区計画
- 景観形成重点地区

など

【主な景観資源】

景観形成上特徴的な要素について紹介しています。

■景観形成の方向性

※地区の景観形成のためには、どのようなことが必要か。その方向性についてまとめています。

地区区分



【本庁管内】

■地区の特徴と課題

- 整然とした街並みが広がる本市の中心市街地で、JR前橋駅や群馬県庁、商業施設、基幹病院などが集積し、前橋公園や敷島公園、広瀬川や馬場川などが彩りと潤いをもたらしています。
- 前橋城の城下町から県庁所在地、生糸のまち、戦後の生産都市へと変遷した歴史の面影が点在することから、地区の一部は歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されています。
- 中心商店街では、空き店舗や劣化した屋外広告物が景観阻害要因となっていました。近年では民間主導のまちづくりやアート活動が盛んになり、新たな景観形成が進みつつあります。

■データ

【地区指定等】

- 風致地区
 - ・ 厩城 ・ 敷島
- 歴史的風致維持向上計画重点区域
 - ・ 厩橋地区
- 地区計画
 - ① 前橋駅南口地区
 - ② J R 前橋駅周辺地区
 - ③ 千代田町三丁目地区
 - ④ 昭和町三丁目地区
 - ⑤ 千代田町中心拠点地区
- 景観形成重点地区
 - ・ 広瀬川河畔（久留万橋～厩橋）
- 景観形成モデル地区
 - ・ けやき通り地区一本町二丁目一

【主な景観資源】



臨江閣
(国指定重要文化財)



群馬県庁昭和庁舎
(国登録有形文化財)



前橋公園のハクモクレン
(前橋市景観資産)



広瀬川河畔と比刀根橋
(前橋市景観資産)



前橋刑務所レンガ塀及び表門
(前橋市景観資産)



岩神の飛石
(国指定天然記念物)

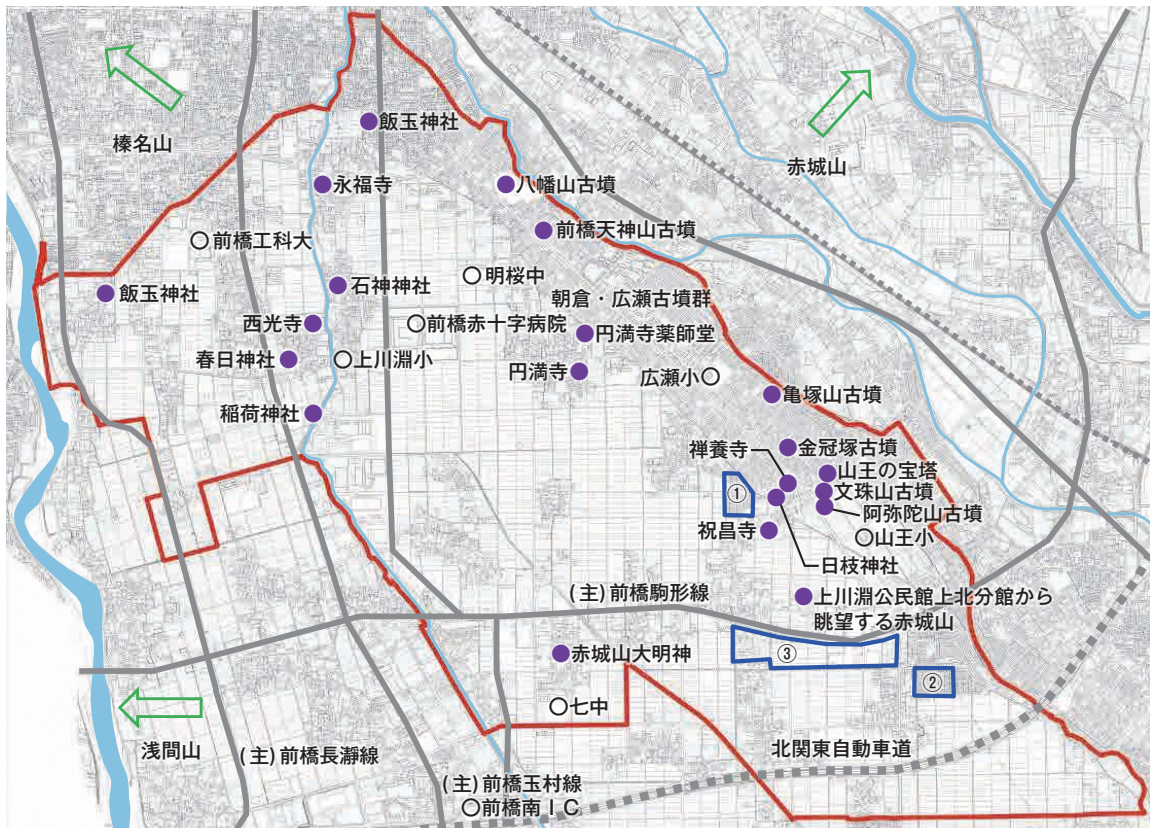
■景観形成の方向性

- 広瀬川河畔景観形成重点地区の拡張
 - ・ 歴史的風致維持向上計画（R4）において、景観形成重点地区の拡張が位置付けられています。
- けやき並木通り（JR前橋駅前～群馬県庁）の新たな景観形成施策
 - ・ 前橋市アーバンデザイン（R1）の策定エリアであり、旧都市景観条例における景観形成モデル地区の区域も含まれることから、景観形成からのアプローチが求められます。
- 敷島公園周辺の景観のあり方
 - ・ 敷島エリアランドデザインを生かした周辺エリアのあり方を模索する必要があります。

【上川淵地区】

■地区の特徴と課題

- 当地区は、整然とした街並みの住宅地と工業地、平坦で広がりのある水田地帯、点在する農村集落で構成され、「美田」と称される田園風景と大きく開けた赤城山の眺望が特徴的です。
- 住宅地の一部は、「朝倉・広瀬古墳群」を開削した土地であるため、住宅地の中に大小の古墳が見られる独特の街並みとなっています。
- 農村集落の中には、「環濠屋敷」と呼ばれる古い屋敷構えを備えた住宅が散見されますが、時代の流れとともに減少傾向にあります。
- 令和元年に前橋赤十字病院が移転新築され、周辺道路の拡幅や新設等と相まって地区の発展が期待される一方、交通事情や地区景観の変化が懸念されています。



■データ

【地区指定等】

- 地区計画
 - ①西善住宅団地
 - ②中内地区
 - ③西善・中内地区

【主な景観資源】



八幡山古墳
(国指定史跡)



上川淵公民館上北分館から眺望する赤城山
(前橋市景観資産)



環濠屋敷

■景観形成の方向性

- 特徴的な地区景観の保全
 - ・当地区の特徴である「美田」と赤城山の眺望を保全する景観形成施策が求められます。
- 拠点施設の道路景観
 - ・前橋赤十字病院の周辺道路は、屋外広告物の適正配置には特に留意する必要があります。